



お知らせ

働きながら高校教育を

働きながら高等学校教育を受けることができる定時制・通信制課程の生徒を次により募集しています。

- ▽応募資格
 - 中学校卒業若しくは昭和53年3月卒業見込みの者、又は中学卒業と同程度の学力があると認められる者、(年齢・性別を問わない)
- ▽教科書・授業料等
 - ※定時制 教科書無償配布、授業料月額五百四十円
 - ※通信制 教科書、学習書無償配布、授業料不要
 - ※定・通両課程とも修学奨励金月額五〇〇円貸与制度、所得税勤労学生控除あり
- ▽学力検査(定時制だけ)
 - 53年3月16日(木) 国語、数学、英語、社会、理科について全日制と同時に実施する。
- ▽願書提出 次の期間に志望校へ

※定時制 2月1日～7日正午
 ※通信制 2月21日～4月10日
 ※募集している学校
 ※定時制 全県に設置の34校
 ※通信制 新潟高等学校(新潟市関屋下川原町635 高田南城高等学校(上越市南城町3丁目) なおこの課程は科目別履修もできる。
 △問い合わせ、詳しくは次へ
 ○出願手続き 出身中学校

○学習内容 出願する高校
 ○その他 県教育庁高等学校教育課(新潟市一番堀通町)

昭和53年お年玉つき 年賀ハガキ当選番号			
引換え期間 53年1月20日～7月19日			
等級	お年玉	組	番号
1等	ラジオ付きカセット テープレコーダー	各組共通	852497
			179725
			758249
2等	腕時計	各組共通	A組 477137
			下5ケタ 08437
3等	手紙セット(便せん、封筒、グリーティングカード)	各組共通	下5ケタ 19022
			下3ケタ 893 815
4等	お年玉切手シート	各組共通	下2ケタ 61・99・71

昭和53年度 農業労務賃金及び耕うん機耕うん料金協定表

期間	賃金	
	男	女
賃金 4月1日～3月31日	4,500	3,500
耕うん機 ロータリー(1日当り)	18,000	
耕うん機 テイラー(1日当り)	15,000	
農業散布料 共同散布料 1,000円 (3キロ入1袋で薬剤代除く)		

●期は給しない
●実働8時間とする

昭和53年4月1日より実施
昭和54年3月31日まで

“お互に協定賃金を守りましょう!!”

山古志村
山古志村農業委員会

県陸運事務所 自動車税事務所

長岡支所の開設

新潟県陸運事務所では、左記により、長岡支所を開設します。
 これは県内の自動車数の増加に対処するため、従来長岡に所在していた車両第二課(長岡検査所)を長岡支所に改め、主に上越、中越地区に所在する自動車について、従来の検査業務のほかに登録業務も取り扱うこととしたものです。したがって今後は、(山古志村)に所在する自動車については長岡支所で登録申請ができることとなります。

また、県自動車事務所も同時に長岡支所を開設し、自動車税及び自動車取得税の申告書の受付等の業務が取り扱われます。
 ◎業務開始日
 昭和五十二年二月二十日
 ○場所
 陸運事務所 長岡市振田町字外川(二六四三番地)
 電話長岡(〇五三三一)二二二一代
 自動車税事務所 長岡市振田町字外川(長岡自動車会館内)
 電話長岡(〇五三三一)二二三四



スキー場完成 (種芋原)

自然環境・地形に恵まれた当村では各地にミニスキー場の開発が進められていますが、今冬は種芋原に完成、去る1月14日、地区民約300人が参加、盛大にスキー場開きが行われました。
 場所は部落の南方四方拝山の麓、コースの全長は600メートルの立派なもの、みんな初すべりを楽しんでいました。

喜びのスキーカット

主な記事

- 地域農業後継者対策特別事業
- 公平な税金は正しい申告から
- 飲酒運転追放
- 交通災害共済加入のすすめ
- 共同募金の結果
- シンナー乱用の防止
- 国民年金・福祉年金
- なだれに注意
- 省エネルギー月間

村の人口

-1月1日現在-

世帯数	960戸	人口	3,852人
出生	2人 (男0・女2)	死亡	1人 (男1・女0)
12月中の住民移動	転入 8人 (男5・女3)	転出	11人 (男2・女9)



固定資産税
 第4期分
 国保保険料
 第6期分
 の納期です
 27日までに忘れ
 ずに納めましょう

農業の担い手を育てる

地域農業後継者対策特別事業

- ◇ 近年全国的傾向として、農村における若年労働力が農村を離れ新規に就農するものは極めて少なくなっています。
- ◇ 従って農業生産の担い手は高令化し、農業後継者の育成確保が重要な問題となってきました。
- ◇ 国はこのような現状に対応するため、昭和五十二年度から五ヶ年継続による地域農業後継者対策特別事業として、特定地域を指定して実施することになりました。

村では積極的にこの事業の指定を受け農家の後継ぎ対策と取組む方針を固め、山古志村農業後継者



仲間の発表を真剣に聞く……

対策協議会を設置してこの対策にとりくんできました。

それには先ず村の長期展望における農林水産業振興計画の目標達成のため、より高い技術と優れた経営能力をもつ後継者を育成しようとする、いわゆる「人づくり」であって、村、各機関団体、農業者が一体となってこの事業の推進にあたらうとするものです。その一つとして学校教育と連携し、とかく無関心と云われている村の生活行事や農業の仕組について小学生を対象に「野外農業教室」を設けたり、中学生には「農業体験学校」を実施し、農業実習の体験を通してその理解と認識を深めようとするものです。

また、在村青年については多くの仲間が村外へと通勤することもあって、その活動はやや停滞しがちですが、最近では特に若いリーダーによる仲間づくりの芽が吹き始めようとしています。

村はそうした自主的活動を助長しながらこれら青年の定着を図ろうとするもので、それには村内はもとより近隣町村青年との交流、生産活動を通しての視察研修、技術交換、仲間づくり等積極的にすすめることにしています。

以上のようなことから昨年は次のことを実施しました。

- 一、学校教育との連携事業
 - 虫亀小学校では学校教育のなかで以前から稲作り、そば作り、錦鯉飼育等地域の産業について学習してきました。今回、この事業に協力することとし、従来にも増して立派な実績をあげることができました。
 - 十二月十日は村内中学生七

- 十二名による、長岡農業高校校内施設及び農場の現地について視察研修し関心を深めるための学習をさせていただきました。
- 二、在村青年研究会など
 - 十二月十一日は十五名の青年の参加を得て、隣接の川口町、小千谷市南部地域青年の生産活動の実態を見聞し、個々の経営に役立てようと、錦鯉生産施設、畑作、きのこづくり、廃屋利用による肉牛多頭飼育等の視察とともに小千谷青年との技術交換、交流など行い意義ある研修に励みました。
 - 十二月十八日の日曜日は、役場において在村青年男女多数が参加、研究会が開かれそれぞれの立場で真剣に取組んでいる体験、実績発表があり出席者に感銘を与えました。なお、発表者には村長から記念品が贈られました。



仲間づくりの集い

昨年12月25日錦鯉研修所において仲間づくりの会が開かれ、ダンスやゲームなど若者らしく多彩なプログラムで楽しい半日を過ごしました。仲間づくりが目的のこの会は今後も続けられる予定で、みなさんの参加を望んでいます。

- 五、アパート牛舎経営について 齊藤松太郎(池谷)
- 六、肉用牛経営について 畔上 勝(檜木)
- 七、錦鯉経営について 佐藤 繁実(種子原)
- 八、山古志村の保母として 小川 和子(種子原)

公平な税金は 正しい申告から!!

住民税・所得税は3月15日まで

税金の申告時期が近づいてきました。住民税の申告は三月十五日までです。近く申告用紙を配付しますので、正しい申告をされますようご協力ください。

住民税は住民が平等に負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」の二つからできています。

そして、所得割の税額は前年の一年間の総収入金額から、その収入をあげるために必要な経費を差引き、さらに扶養控除や基礎控除など各種の所得控除をして、残りの金額に対して条例で定められて

いる税率を乗じて算定されるしくみになっています。

このようなことから、不公平のない均衡のとれた税金にするためには納税者のみなさん一人一人から正しい所得額を申告していただくことがとても大切な条件となるわけです。

一月一日現在で山古志村に住ん

でいる人(一月一日現在出かせぎや旅行中の人も含む)は、次の一申告しなくてよい人」に該当する人を除き、すべて三月十五日までに申告書を提出しなければならぬことになっていきます。

また、同じ世帯内であっても所得のあった人は各人ごとに申告します。

申告書は区長を通じて配付しますので、いまからご準備をお願いします。

申告しなくてよい人

- ① 五十二年中に所得がなかった人。
- ② 五十二年中の所得が給与所得だけであった人。
- ③ 五十二年分の所得税の確定申告書を税務署に提出した人。

部落ごとに申告指導

例年のとおり今月の中旬ごろから三月十五日までの間、税務課の職員が各部落に出向き、納税相談を兼ね住民税の申告指導や受け付けを行いますのでご協力ください。

相談日は後日各人ごとにお知らせしますが収入や必要経費に関する資料を整えたり、出稼中のご主人と連絡をとるなど、申告に支障のないようにご準備ください。

確定申告も 忘れずに

所得税国税の確定申告も三月十五日までです。

長岡税務署では次の日程で納税相談を行い、申告指導や国税に対する相談に応じますからご利用ください。

とき 二月二十一日(午前十時) ところ 山古志村役場

確定申告をされる人は認印、控除を受けようとする保険料の払込証明書、そのほか説明に必要な関係書類等を忘れずにお持ちください。

また、給与から天引きされたいわゆる源泉所得税を納めた人で、五十二年の途中で退職し年末調整を受けなかった人(出かせぎ者など)は、確定申告すれば納めた税金の一部または全部を返してもらえることがありますから、事業所からもらった源泉徴収票を確かめてご相談ください。

なお、確定申告した人は住民税の申告はしなくて済みます。

● 確定申告書が送付された人で相談日時・場所の指定がない人も同日相談を受付します。

飲酒運転追放は

友人・妻子の力で!

飲酒運転は、家庭・地域ぐるみの活動にもかかわらずその後を断ちません。昨年は飲酒運転により新潟県で二十八人が死亡し、四六八人がけがをしております。

ある調査結果により「少しくらいなら大丈夫」が七九・七%「自分は酒を飲んでも大丈夫」と思う人が四〇・三%もいます。

この人達は、飲酒運転は事故の原因になり悪いことだと知っているが、まわりがそうさせてくれな

いと云っています。

運転者の自覚はもちろんですが、まわりの人、特に友人や妻子の力により防ぐことのできる事故が多くあります。地域ぐるみ、家庭ぐるみで悲惨な飲酒運転事故をなくしましょう。

心配ごとは

ありませんか

みなさんの日常生活の中で、心配ごと、困りごとの相談はありませんか。だれにも相談できずに悩んでおられる方、どんな困りごとも相談に応じます。

相談には、各地区の民生委員の自宅が相談窓口となっておりますので、いつでも気軽に相談ください。

また、毎週月曜日の九時から十一時まで役場で相談に応じます。

事故をよぶ 酒が 疲労が スピードが

「飲酒運転追放」違反者は公表します。

交通災害共済

家族そろって

加入しましょう

見舞金の支払は最高一〇〇万円に……

交通事故防止のため

いろいろな手段がなされ、事故絶滅はみんなの願いですが、その願いもむなく事故は後を絶たない現状です。村内も、道路整備の進行とともに交通量は増加、事故件数・死傷者とも増えています。そして、「自分だけは絶対に事故にあわない」という保障はどこにもありません。

このような場合に備えて「一日一円の会費で会員相互の助け合い」ということで組合が発足、すでに九年が経過しました。この間、みなさんのご理解により加入会員の数も年々増えていきます。ことしも万が一に備え、家族そろって交通災害共済に加入されるようおすすめます。

●加入資格は
村内に住所のある方はどなたも年令に制限なく加入できます。

●共済期間は

毎年四月一日から翌年の三月三十一日までで、中途加入した人は、会費を納入した日の翌日から始まり翌年の三月三十一日までとなります。したがっていま加入されている人も三月三十一日で終りとなりますので忘れずに継続のための手続きをしてください。

●会費（掛金）は

一人年額二百五十円
（四月一日以降に加入する場合も同額です。）

●共済で支払われる見舞金とは

一、歩いていて車にはねられたりひかれたりした事故。
二、自動車・バイク・自転車・荷車などの運行中の人身事故。

●見舞金の請求手続きは

万一事故にあわれたら次の書類を添えて請求してください。
ア、会員証、イ、共済見舞金請求書、ウ、交通事故証明書、エ、医師の診断書など。
※事故にあつたら必ずすぐ警察

署に届け出てください。自損事故も同様届け出て証明書をもらってください。
◇ 無免許又は飲酒運転、その他故意或いは重大な過失による事故

見舞金は

等級	災害の程度	金額
1等級	死亡した場合	1000,000円
2等級	自賠責施行令別表の等級区分の1級各号に掲げる傷害の場合	500,000円
3等級	治療を要した期間が6月をこえ、かつ、入院30日以上を含む実治療日数90日以上のもの	130,000円
4等級	治療を要した期間が5月をこえ、かつ、入院21日以上を含む実治療日数75日以上のもの	100,000円
5等級	治療を要した期間が4月をこえ、かつ、入院14日以上を含む実治療日数60日以上のもの	80,000円
6等級	治療を要した期間が3月をこえ、かつ、入院7日以上を含む実治療日数45日以上のもの	60,000円
7等級	治療を要した期間が2月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数30日以上のもの	45,000円
8等級	治療を要した期間が1月をこえ、かつ、入院通院の実治療日数15日以上のもの	30,000円
9等級	入院・通院の実治療日数7日以上のもの	10,000円

●加入手続きは
故は対象になりません。
近く区長を通じて関係書類を配付しますので、必要事項を記入し掛金を添えて区長または役場にお申し込みください。
◇ 共済見舞金の請求は、交通事故を受けたときから一年以内となつています。（二年を経過した場合は請求できません。）



火災による死亡事故をなくそう

寒さの厳しい季節です。どこの家庭でも石油ストーブ・こたつなどの暖房器具が使用され、外出や仕事から帰り暖かい家がでくつるぐもの季節の楽しい生活の一コマですが、暖房器具が原因の火災が増えています。簡単に使える便利さになれてついウっかり忘れがちなのが、事故防止に対する心づかいです。特に冬期間の火災は、死亡事故が増加しているといわれますので次のことを守り火災による死亡事故をなくする心がけましょう。

- 家族が留守などで一人の状態のときに死亡するケースが多いことから幼児・老人をのこしたまま外出しない。また、止むを得ず外出する場合は、隣近所に声をかけること。
- 暖房器具は正しく取扱い安全な場所を使用する。カーテン・障子など燃えやすいものの近くで使用しない。また、器具の点検、整備も怠らないこと。
- 万一火災が発生したときは、初期消火、確実な通報等、落ち着いた行動をとること。
- 物への執着などで再び火の中へ戻らないこと。

昨年十月一日から年末まで実施した「募金」には、みなさんのあたたかいご協力を感謝申し上げます。

●赤い羽根共同募金
村の目標額 三六四、二〇〇円
募金の実績額 二六九、三八四円
○内容
戸別募金 三三五、三四五円
学校（保育所）募金 三二、八一三円
職域募金 一、〇〇〇円
バッチ募金 一〇、一九〇円

●歳末たすけあい募金
村の目標額 二〇〇、〇〇〇円
募金の実績額 一〇〇、四四〇円
「歳末たすけあい募金」は、生活に困っている家庭や老人ホーム、長期入院で家庭でお正月を迎えることのできない方々へ配分し、みなさんのあたたかいお気持ちが大変感謝されたことをお伝えし配分内容を報告いたします。

ご協力
ありがとうございます
ございました

赤い羽根共同募金
歳末たすけあい募金

歳末たすけあい配分額内訳表

使 途	施設入居者		在宅対象者		合 計	
	対象人員	配 分 額	対象人員	配 分 額	対象人員	配 分 額
1. 精薄弱・肢体不自由児(衛)	13人	26,000円	8人	16,000円	21人	42,000円
2. 不 遇 児 童	—	—	—	—	—	—
3. 成人施設入居者	1	2,000	—	—	1	2,000
4. 老人施設・在宅老人	11	22,000	22	44,000	33	66,000
5. 長期療養患者	28	56,000	—	—	28	56,000
6. 生活困難世帯	—	—	15	30,000	15	30,000
合 計	53	106,000	45	90,000	98	196,000
一 般 事 務 費	—	—	—	—	—	4,442

接着剤の

乱用を防止しよう

恐ろしいシンナー

塗料類を溶かすときに使われるシンナーや工作などに使われる接着剤には、有機溶剤といわれるトルエン・酢酸エチルなど人体に有害な化学薬品が含まれています。「シンナー遊び」と称してこれらの臭いをかぐ非行が流行し、今まで県では一、五〇〇人近くの少年が警察で捕縛され、また、これらの吸入乱用による死亡者も今までに十余人を数え、大きな社会問題となつています。

○乱用を続けると死亡します。
実験によれば、ハツカネズミはわずか五〜六滴で死亡します。もちろんこれはシンナー・ボンドなどの主成分に強い毒性があるためで人間がこれを乱用すると、頭痛やほき気とともに幻覚症状により乱暴したり、更に乱用を続けると内臓や呼吸器がおかされ、又、精神障害をおこし破廉恥な行為を平気でやるなど恐ろしい結果を招きます。

○みんなでシンナーの乱用を防止しよう。

販売店では…その用途や目的を確認したうえ有害・危険性、取扱方法を説明し、不審な者、又はその取扱に不安がある者には販売しないようにしましょう。
家庭では…子供の態度・行為・友だち関係に十分注意しましょう。
学校では…有害性をよく理解させ、工作などに使うときは管理にも十分注意しましょう。
一般の方は…乱用少年を見つけたら県庁薬衛生課・保健所・警察に連絡し防止に協力してください。

それぞれの立場で協力し
少年を非行から守りましょう。



国民年金 保険料が 2,730円に……

国民年金の定額保険料が、この四月分から、一か月二、七三〇円に改められます。
このたびかわるのは定額保険料だけで、付加保険料は今までどおり一か月四〇〇円です。
したがって、付加保険料を納めている人は、定額保険料と付加保



福祉年金の支払いは
4月11日からです

いままで、福祉年金の支払い月は一月・五月・九月となっていました。が、昨年の国民年金法の改正で、四月・八月・十二月に変更されたことにより、年金の支払いは一か月づつ繰り上がります。
このため、ことし最初の年金は四月十一日から支払われますので忘れずに受けとってください。

保険料を合わせて一か月三、一三〇円の保険料を納めることになりす。

国民年金は、一昨年の法改正により、夫婦とともに付加保険料に加入して二十五年間納めた場合、月額八万円強の年金が支給されることになりましたが、こうした年金を支給し、将来にわたって健全な年金財政を運営していくために必要な保険料は、一か月五、一五〇円と計算されています。
しかし、国では加入者の負担が急に増えることを避けて、昭和五十二年四月から一か月二、二〇〇円、そして、この四月からは二、七三〇円と段階的に引き上げを行うことにしたものです。

国民年金をよりよい制度にするため、保険料の改定についてみなさんの理解と協力をお願いします。

冬の交通

なだれに注意

発見者は早目に通報

冬の交通の確保のため、除雪対策はもちろんです。安全面でもなだれ防止など、その対策も年々進められています。しかし、まだ危険箇所は多く「なだれ」による被害が心配されています。村も県も危険箇所を「なだれ注意」の標示をして注意を促していますが、なだれによる被害を未然に防ぐようみなさんのご協力をおねがいします。

◎ なだれの危険箇所は手前で立ち止まり、ちりめり、たしかめてから通行してください。

◎ なだれを未然に防ぐため、通学路等は特に注意してください。

◎ もし、なだれが発生し通行できない場合、早くみつけた方は役場に連絡ください。早急措置します。

なだれにより尊い人命も失われることもあり。お互いに協力してなだれ被害防止につとめましょう。



くらしのちえ 記帳生活の おすすめ



◎ 心新たに何度でも挑戦！
家計簿をつけることは良いことだと多くの人は思っているのですが、実際にはどれほどの人がつけているのでしょうか。

記帳率低下の理由は「つけてもお金がいる時はいるのだから」というのが圧倒的に多く、以下順に「めんどろだから」「つける暇がない」などの理由が大きな割合を占めています。
第一に「一、二日はもちろん十日〜二十日抜けてもつけないよりもしだ」と心新たに何度も挑戦すること、半分の記憶でも帳面残高と財布の中身が合わなくてもあまり気にしない。

状態、仕事、夕食の献立等自分の必要だと思ふことを自由に日誌に書いておく。
暮らしの記録が、次年度に意外と役立つものです。
家族の生活録が家計簿を通じて描かれ知ることが楽しくなり、長くつけることによっておのづからわいてきます。
生活設計のためかたもできてきます。今日からでもつけてみませんか。

天候、電話、来客、家族の健康

ムダづかいより心づかいを

2月は省エネルギー月間

灯油やガソリンなど、私たちの暮らしは、エネルギーとは切っても切れない関係にあります。
炊事や掃除・洗たくはもちろんのこと、明かりをつける、テレビを見る―これらすべてが電力やガスというエネルギーに頼っています。また、日常の生活に欠かせない電車やバス、飛行機などの乗り物も、エネルギーが動力源です。このようにエネルギーは、私たちの生活と直接、間接に結びついています。
しかし、エネルギーには限りがあります。私たちは、明日をにやう世代に貴重なエネルギーをひきつぐためにも、大切に使用していきたいものです。
二月は「省エネルギー月間」で

たばこは 村内で 買いましょう



寝る前に
火の元
点検
消火の
備えは
万全か

私たち一人ひとりが、ちょっとした工夫や知恵で、毎日使っているエネルギーを節約できれば、それがたとえわずかであっても、日本全体では膨大な量となります。
この機会に、毎日の暮らしに欠かせない身近なエネルギーの節約を、もう一度見直してみませんか。

おのれおのれ (97)

二十村地名
起源考

修 野 軍 一 氏

前項の続
箕作の下志久見の川を信越の分界とす。又北越に清津川あり比両川の中なる川を中津という。源は何れも信濃より出る。この川の両端少しくぼみある地に家居す。入口の「屋敷」という所、落人の初めて住したところという。これより次第に開墾して川上に上野原、和山といへり村あり、二里上り幕山の南に温泉あり、近き頃小屋を作りて湯本という。七八月頃は入浴の人ある故に通路を開きて漸やく牛馬通うといへどもはなはだ嶮岨の山路なり、川下に至りては小赤沢、甘酒(秋山)というは四里程の間をすべいう名にて此内五ヶ村あり)大赤沢この地より下は北越(越後国)にて中の平、結東、前倉(なまりでめくらという)などいへる村々ありてとも秋山とよべり。往古は五穀もなく只こんにやくのみを作りて、その根を食せしよし今は山山の岨を火にて焼払い粟、稗、蕎麦、大豆などを作り又は枳の実をひろいて食す。中にも粟を第一の食となす故にや正月七日には桿にて大なる男根の形を造り今年のははかくのごとしと家ごとに持て祝言(はぎこと)すといへり。後略
これは天保六年(一八三五)頃書いたものらしいが、平民の落人の名は見あたらない。
しかし、秋山郷方面の平家落人の説は幾つかあって、つまびらかなことはわからなかったが、こんな話もある。建仁元年(一一〇一)約八百年の昔、越後の城小太郎資盛が平氏の残党を集めて反乱をおこした。場所は益頃でおなじみである、きこの大日如来のある近くで正確に書けば北蒲原郡中条町羽黒である。その部落の後方に小高い山があつてその山を鳥坂山と呼んでいる。その頂上に城跡が残っているが、越後一國に勢力をふるった平氏の一族城氏が築いたもので城資盛はこの城を反乱の地とした。鎌倉からは佐々木盛綱入道が討手としてむかい資盛は破れて遁走した。